

令和8年 第5回 武豊町教育委員会 会議録

開催日 令和8年5月7日(木)
場 所 武豊町役場 全員協議会室
出席委員の氏名

教 育 長	榊原 寛二		
教育長職務代理者	森田 教夫	委 員	鋤柄佐千子
委 員	堤田 綾子	委 員	浅野俊太郎

出席職員の氏名

教 育 部 長	長澤 成江	学 校 教 育 課 長	森田 光一
生涯学習スポーツ課長兼中央公民館長	横田 覚	町 民 会 館 事 務 長	森田 明男
歴史民俗資料館長	奥野 真光	生涯学習スポーツ課課長補佐	神谷 芳美
給食センター所長	小泉 勇志	学校教育課課長補佐	池田 雅史
学校教育指導主事	小田島 健	学校教育指導主事	石田 貴之

：欠席者

1. 開会 午前9時30分

2. 開会宣言並びに令和8年第4回定例会 会議録の承認

(教育長) 出席委員2名を確認し、会議の成立及び第4回定例会の開会を宣言します。

(教育部長) 次に前回の会議録のご承認をお願いします。会議録につきましては事前にお渡ししておりますので、すでにご確認いただいていると思います。この会議録について、ご意見、ご質問等あればお願いします。

《意見なし》

(教育部長) 特にご意見等もないようですので、前回の会議録は承認とします。会議録への署名は、この会議が終わりましたら、担当がお願いに行きますので、よろしくお願いします。

(教育部長) それでは教育長報告をお願いします。

3. 教育長報告

- 4月 9日(木) ・定例教育委員会
- 4月11日(土) ・少年少女発明クラブ 開校式
- 4月18日(土) ・モデルロケット打ち上げ大会「大空杯」
- 4月22日(水) ・定例校長会議
- 4月25日(土) ・壱町田湿地小中学生ボランティア 開校式
- 4月30日(木) ・学校運営研究会(教頭会議)
- ・交通少年団任命式
- 5月 7日(木) ・定例教育委員会

(教育部長) 議事進行を教育長にお願いします。

4. 議 事

(教育長) 議案第 17 号「令和 8 年第 2 回武豊町議会定例会の議題」について、事務局、お願いします。

議案第 17 号「令和 8 年第 2 回武豊町議会定例会の議題」について

- ①衣浦小学校南館校舎トイレ改修工事請負契約の締結について
- ②財産の処分（小中学校教育用タブレット端末等）について
- ③武豊町総合体育館第 3 競技場空調設備設置工事請負契約の締結について
- ④学校給食センター（新築）厨房用品購入 財産の取得について
- ⑤学校給食センター（新築）事務用品購入 財産の取得について
- ⑥武豊町学校給食センター設置条例の一部改正について

(池田 学校教育課 課長補佐) 当日配付資料①の説明

衣浦小学校南館校舎トイレ改修工事につきましては、予定価格が、5,000 万円以上の工事請負契約となることから、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、6 月定例会に議案として提出するものである。

(池田 学校教育課 課長補佐) 当日配付資料②の説明

今年度、小中学校教育用タブレットを更新することに伴い、使用済みとなる端末を売却するものである。処分予定数量は 4,020 台の予定。価格が、700 万円以上の動産の売払いとなることから、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定に基づき、6 月定例会に議案として提出するものであります。

(神谷 生涯学習スポーツ課 課長補佐) 当日配付資料③の説明

武豊町総合体育館第 3 競技場空調設備設置工事につきましては、予定価格が、5,000 万円以上の工事請負契約となることから、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、6 月定例会に議案として提出するものである。

(小泉 給食センター所長) 当日配付資料④の説明

学校給食センター（新築）厨房用品購入につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定に基づき、6 月定例会に議案として提出するものである。物件の概要としましては、配送コンテナや食缶等を購入する。

(小泉 給食センター所長) 当日配付資料⑤の説明

学校給食センター（新築）事務用品購入につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定に基づき、6 月定例会に議案として提出する

ものである。物件の概要としましては、会議用机・椅子、ホワイトボード等事務用機器を購入する。

(小泉 給食センター所長) 当日配付資料⑥の説明

武豊町学校給食センター設置条例の一部改正につきましては、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、6月定例会に議案として提出するものである。武豊町学校給食センターの移設に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。この条例は、令和8年9月1日から施行する。

(教育長) 今の件でご質問等はございますか。

(教育長) ご意見・ご質問がないということで、採決に入ります。議案第17号「令和8年第2回武豊町議会定例会の議題」について、原案のとおり採択することに賛成の方は、挙手をお願いします。

<全員挙手>

(教育長) 本案を承認可決することといたします。

(教育長) それでは、続きまして、議案第18号「令和8年度 武豊町社会教育委員の委嘱(案)」について、事務局、お願いします。

議案第18号「令和8年度 武豊町社会教育委員の委嘱(案)」について

(神谷 生涯学習スポーツ課 課長補佐) 資料1の説明

任期は令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間で、今年度は2年目となる。今年度、所属団体の代表者が代わられた方が新任で委員として入っている。

(教育長) 今の件でご質問等はございますか。

(教育長) ご意見・ご質問はないということで、採決に入ります。議案第18号「令和8年度 武豊町社会教育委員の委嘱(案)」について、原案のとおり採択することに賛成の方は、挙手をお願いします。

<全員挙手>

(教育長) 本案を承認可決することといたします。

(教育長) それでは、続きまして、議案第19号「令和8年度 武豊町図書館協議会委員の任命(案)」について、事務局、お願いします。

議案第 19 号「令和 8 年度 武豊町図書館協議会委員の任命（案）」について

(神谷 生涯学習スポーツ課 課長補佐) 資料 2 の説明

7 名の委員の内、5 人が再任、2 人が新任である。任期は令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 2 年間である。

(教育長) 今の件でご質問等はございますか。

(教育長) ご意見・ご質問はないということで、採決に入ります。議案第 19 号「令和 8 年度 武豊町図書館協議会委員の任命（案）」について、原案のとおり採択することに賛成の方は、挙手をお願いします。

<全員挙手>

(教育長) 本案を承認可決することといたします。

(教育長) 以上で議事を終了し、進行を教育部長をお願いします。

5. 報告事項

(教育部長) 続いて、報告事項に移ります。

(1) 令和 8 年度 学校配当予算について

(学校教育課 課長補佐) 資料 3 の説明

学校向けに配当予算に関する説明会を 4 月 13 日（月）にオンライン開催にて実施した。今年度につきましても、前提として適正な予算措置を講じるため、当初予算要求前に学校への聞き取りや調整を十分行った上で予算を配分している。

- ・副教材作成費、および児童生徒用図書購入費は、配当予算要望の金額および児童生徒数を参考に配分
- ・学校運営に必要な消耗品購入費や必要経費等を児童生徒数や実績等を参考に配分
- ・グラウンド補修用の土等を実績に応じて配分。役場保留分については、自動水栓の交換用電池購入分として予算措置
- ・衣浦小学校はデジタルピアノ、富貴小学校は握力計、武豊中学校は電子ピアノと顕微鏡、富貴中学校は理科の授業で使用する実験器具のクルックス管用の電源装置とミュージックベルの備品購入

(2) 愛知を食べる学校給食の日について

(給食センター所長) 資料 4 の説明

- ・6 月 19 日は県内一斉で愛知を食べる学校給食の日として、地元で取れた食材

を多く取り入れた給食を実施

(3) 令和8年度 福寿大学 予定表について

(生涯学習スポーツ課 課長補佐) 資料5の説明

- ・5月から11月まで 5回を予定

(4) 武豊町における生徒指導上の諸問題調査について

(指導主事) 資料6の説明

- ・令和7年度の武豊町内小中学校における、暴力行為、いじめ、不登校の状況や対策を報告。不登校児童生徒、いじめ問題、暴力行為等について、SCやSSW、SS、教育支援センターと連携をしながら対応していく。

(5) 学校の近況について

(指導主事) 当日配付資料の説明

- ・各校の様子や学校行事等について

(6) 当面する行事予定について

(指導主事) 資料7の説明(5月～8月)

6. その他

(1) 町民会館より 当日配付資料

- ・各種事業について

(2) 生涯学習スポーツ課より

- ・公民館まつりについて 資料8の説明
- ・歴史民俗資料館 長尾村庄屋三井家展について 当日配付資料の説明

(教育部長) それでは、教育委員さんからお気づきの点があればお願いします。

(教育委員)

- ・2日前の新聞で、アジアパラ競技大会を観戦するためにラーケーションを特別に2日取得できるという記事を読みました。2023年度から導入されたラーケーションですが、子どもたちがスポーツに親しみ、年齢、性別、障害や病気の有無、国籍などに関わらず多様性を受容して学ぶ、とてもいい機会であると考えます。しかしながら、愛知県教育委員会が取得状況を調査したところ、小学4年生は4割程度、中学生や県立の高校生、特別支援学校の生徒は2割の取得にとどまっています。ラーケーションをこれからも続けてほしいという児童生徒は9割以上いますが、やはり保護者の方の仕事の都合で休みが取れないという現状が、取得率の低さにつながっています。社会全体で「働き方改革」が叫ばれていますが、これからは「休み方改革」についても考えていく必要があるのではないのでしょうか。当初、ラーケーシ

ヨンは保護者の休みに合わせて子どもが学校を休める制度として考えられていましたが、これからは子どもが学ぶ機会に合わせて保護者が会社を休む、休暇を取得するという考えをもつ必要があると考えます。親子で過ごす時間を十分に確保できない家族も多く存在しています。子どもたちの学びに合わせて保護者が平日休暇を取得して一緒に過ごすことで、コミュニケーションが増えたり、普段見ることのない子どもの表情や成長を見ることができたりして、保護者としても休暇を取ったときの喜びや幸福感を味わえるはずです。家庭のワークライフバランスを見直すきっかけとして、子どもの健やかな成長と心の醸成にラーケーションを活用していただきたいです。

- ・ 早い学校では来週から林間学校、今月末からは修学旅行が始まります。学校行事の中で一番楽しみにしている子どもたちも多いと思います。稀に事故のニュースも目にしますが、天候などで実施の判断に迷う際も、子どもたちの安全・安心を最優先に考えていただき、現場で正しい判断をしていただきたいです。事故や怪我なく、楽しい思い出がたくさんできることを願っています。事前準備で忙しい先生方の苦労もお察ししますが、普段休みがちな子どもたちも行事に参加できるよう、その子の気持ちに寄り添っていただければと思います。

(教育委員)

- ・ 個人的なことですが、初めて自宅に警察官を名乗る電話がかかってきたので、驚いて警察署に相談に行きました。警察署では、「本物の警察官がそのようなことは一切しません」と丁寧に説明してくださったので、少し安心しました。それでもやはり電話が鳴ると怖いので、番号を変えることや、次にかかってきたら無視するようにとアドバイスをいただきました。やはり一人である時にかかってくるのは怖いものです。警察官の方は大変丁寧に対応してくださり、今後の生活でのアドバイスもたくさんもらうことができました。こういうことは自分には関係ないと思って生きてきたので、いざ体験してみると本当に怖いものだと思感しました。自分には関係ないと思うのではなく、自分事として考えることが大切であると感じました。

(教育部長) ありがとうございます。以上をもちまして定例教育委員会を閉じます。

(一同) ありがとうございました。

令和 年 月 日

署名

.....

.....

.....

.....

.....

作成者.....小田島 健